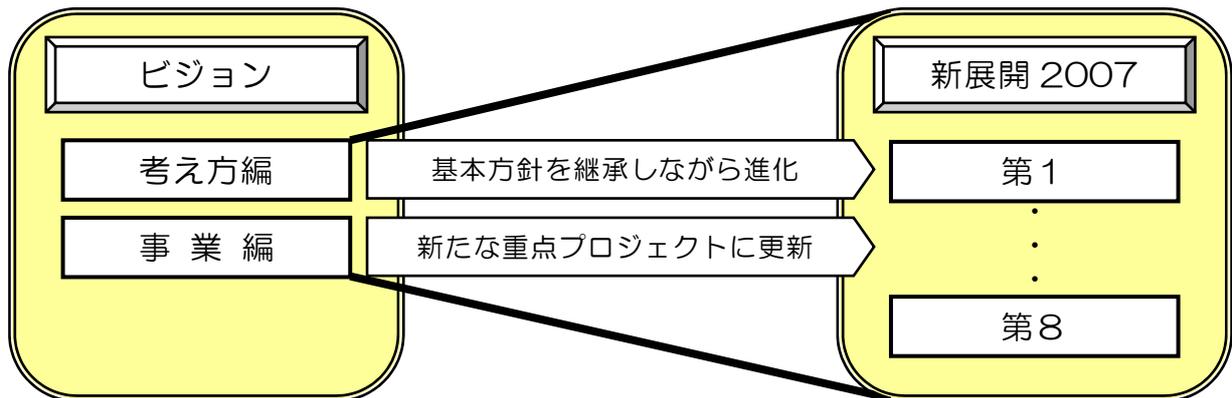


第1 「福祉・健康都市 東京ビジョン」の概要

- 本書「東京の福祉保健の新展開 2007」（以下新展開2007）は、昨年策定した「福祉・健康都市 東京ビジョン」（以下「ビジョン」という）における施策展開の基本的な考え方を継承し、事業編について平成19年度に展開する重点プロジェクトに更新したものです。



- ビジョンで述べている、今後の東京都の福祉保健施策展開の考え方に変更はなく、新展開2007はその考え方を継承しています。しかし、ビジョンの策定以降この1年間だけでも、重要な法律の成立や施行という国の動きや、児童虐待、小児科・産科医不足等の社会問題の深刻化など、福祉保健をめぐる状況は大きく変化しています。

- ・ 介護保険法改正（改正法施行 平成18年4月）
- ・ 障害者自立支援法（一部施行 平成18年4月、全面施行10月）
- ・ 医療制度改革関連法（成立 平成18年6月、一部施行10月）

- これらの法律の仕組みを見ていくと、「在宅」という共通のキーワードが浮かび上がります。

国は、高齢者や精神障害者の社会的入院の解消や、障害者の入所施設からグループホームへの移行などを推進することで、病院・施設における画一的な生活から在宅における一人ひとりの個性に応じた生活へと、政策の方向性を変えていこうとしています。

- もうひとつのキーワードが「人材」です。今日の福祉・医療サービスは、従来の画一的なサービスから、サービスを受ける人一人ひとりの個性に着目した、オーダーメイドのサービスへと急速にシフトしています。このようにサービス

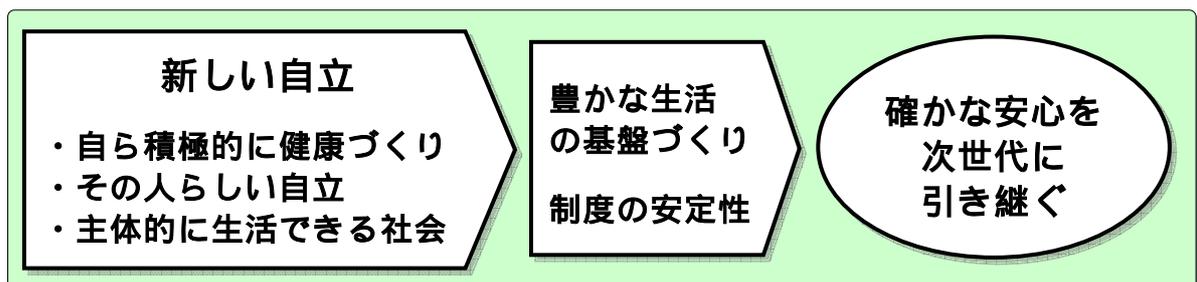
の質の向上が求められるわけですから、当然、サービスを担う「人材」個人の資質の向上も求められます。

将来にわたり、良質な東京の福祉・医療サービスを確保するため、サービスを担う「人材」について、本格的な対策を講じる時期がきていると考えます。

- ビジョンの考え方は、福祉保健局が所管するすべての行政分野に共通の基本的な考え方です。しかし、上記のように社会環境は変化しつづけます。福祉保健都市の実現を目指していくために、ビジョンの考え方を継承しながらも、「在宅」や「人材」など、時代の変化に合わせて考え方を少しずつ「進化」させ、施策を展開していく必要があります。

1 都の施策展開の目的 ~ 新しい自立 ~

- ビジョンにおける基本コンセプトは、「新しい自立」です。
新しい自立とは、
 - ・ だれもが「自ら積極的に健康づくり」に取り組むこと
 - ・ だれもがそれぞれの環境や条件の下で「その人らしい自立」を目指すこと
 - ・ だれもが必要なサービスを選択し利用しながら、地域の中で自立して生活できる社会を構築すること（主体的に生活できる社会の構築）と3つにまとめることができます。
- 「新しい自立」を目指す姿勢と行動は、自らの生活を豊かなものにすると同時に、他者を支える力となり、社会全体の安心を醸成します。本格的な少子高齢社会にあっても、社会保障制度の基盤を強固なものとし、より力強い社会システムの礎になるものと考えます。
そして、「新しい自立」は行政の取組はもとより、この東京に暮らし活動するすべての人々、企業、様々な団体等の理解と参加、そして努力があってはじめて実現するものです。また、周囲の人々の「新しい自立」への取組を、自らの身近な問題として考え、理解し、尊重していくことも必要です。



- さきに述べたように、昨年のビジョン策定後、国における自宅やグループホームなどの在宅指向の政策や、様々なサービスを提供していくための人材のスキルアップの必要性など、「新しい自立」の実現に向けた施策を展開していく際に重要な課題が、新たに浮き彫りとなりました。

こうした新たな課題をビジョンにおける「基本的な考え方」の中に取り込み、常に時代に即した「新しい自立」の形となるよう進化させていく必要があります。

2 施策展開における3つの視点

(一人ひとりの「ライフステージと生活の全体」をとらえる)

【視点】

- 疾病や障害の有無にかかわらず、可能な限り、それまでの人間関係や社会関係を大切にしながら、地域で生活を続けていくことは、人間本来のあり方であり、「新しい自立」が目指すものです。そこで、地域での自立生活に必要な基本的な要素（ニーズ）を整理し、「自立生活支援モデル」としてまとめました。

- ・「住まい」 グループホーム、入所施設、自宅
- ・「対人社会サービス」 判断支援（相談、成年後見）、ケア（介護、介助）
- ・「保健医療」 医療提供体制、健康づくり、健康危機管理
- ・「就労支援」 教育、就労支援
- ・「その他社会環境等」 福祉のまちづくり、ユニバーサルデザイン

- このモデルでは、さらに、出生・乳幼児期から高齢期までを切れ目なくとらえる「ライフステージ」の視点を加え、空間的・時間的に「生活全体」を把握することを試みました。

(大都市「東京」の特性を踏まえる)

【視点】

- 東京には、日本の全人口の約1割が居住しています。大都市「東京」と地方とでは、社会状況・経済状況が大きく異なっており、施策展開に当たっては、特性を踏まえ、その背後にある特有のニーズを的確に捉えることが重要です。そして、その「課題」を克服すると同時に、その「強み」を生かしていくことが必要です。

- 配慮すべき特性として、「三世代世帯が少ない」「地域の間人関係が希薄」「ひとり暮らしの高齢者が多い」などを背景に、家族や地域社会の機能の低下が一般的に指摘されています。また、東京は、全国に比べて地価等が高いため、施設の整備を伴う事業展開にあたっては多額の初期投資が必要となります。

そして、東京には、区部、多摩地域、島しょ地域があり、人口密度が高く市街地が連たんしている地域から過疎地域まで、多様な地域特性を有しており、こうした特性にも十分に留意する必要があります。

- 一方、生かすべき特性として、東京は、人口密度が高いため、他の地域に比べ、ニーズをもつ人々が集中しており、サービスの提供主体にとっては、効率的な事業展開が可能となる基礎的条件を有しています。また、我が国を代表する高度な医療を提供する大学病院・ナショナルセンターから、地域に密着したケアを提供する診療所まで、多様な規模・機能を持つ医療機関が存在しています。

さらに、多くの民間企業やNPOが活動しており、サービスの提供主体となりうる多種多様な事業者の確保が可能であり、多様な大学や研究機関などが絶対的に多いことも東京の強みと言えます。

- 今後とも、大都市「東京」であるがゆえの課題を克服するとともに、その「強み」を生かしながら、施策を展開していくことが必要です。

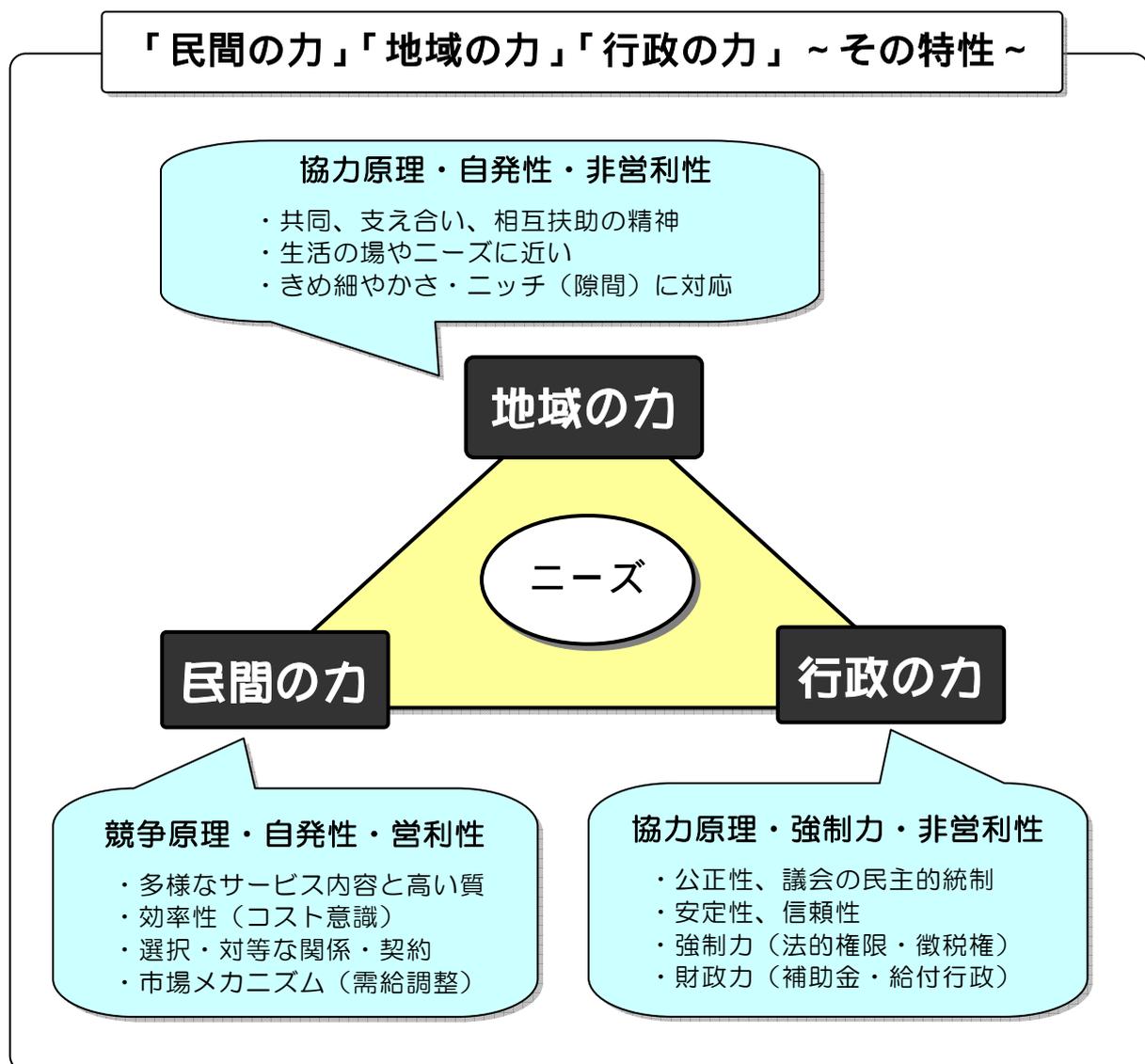
（「民間の力」「地域の力」「行政の力」の3つの力を生かす）

【視点】

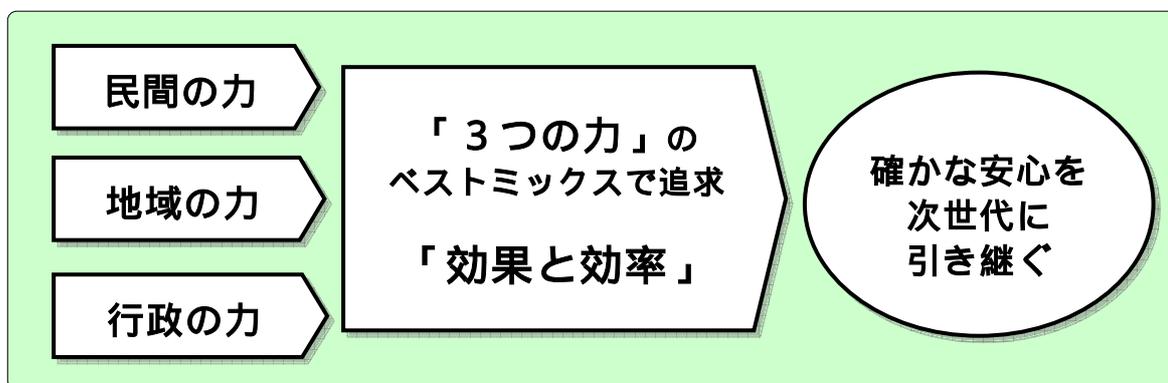
- 今日の成熟した社会においては、人々は生活上の様々なニーズを、民間市場での財・サービスの購入、様々な生活場面での人と人との協力、行政サービスの利用などによって充足させています。
- この「民間の力」「地域の力」「行政の力」のそれぞれは、もとより万能なものではなく、それぞれに長所・短所があり、相互に補いながら、全体として機能しているといえます。
- 多くのサービスが「民間の力」「地域の力」などが持つ特性を活用しているとはいえ、救急医療、災害時医療をはじめ医療提供体制の確保、感染症・食中毒など多様な健康危機への対応などにおいて、行政は主導的な役割を担っており、

こうした位置付けは今後も変わるものではありません。

- 福祉分野においても同様です。児童養護をはじめ措置制度で対応すべき分野もあります。公的扶助である生活保護制度は、最後のセーフティネットとして、引き続き国の行政責任の下に実施していくべきことは言うまでもありません。
- こうした点を踏まえた上で、これからの「行政」は、「民間の力」、「地域の力」、そして、自らの持つ力の特性を冷静に客観的に捉え、3つの力を十分に活用して、
 - ・多様なニーズに的確にこたえていくという施策の「効果」
 - ・限られた資源を有効に活用していくという施策の「効率」をこれまで以上に追求していくことが必要です。



- そして、こうした施策展開こそが、現在の都民はもちろん、将来世代にわたって信頼できる安定的なシステムの構築、すなわち、真の「安心」につながるものと考えます。



3 確かな「安心」を次世代に引き継ぐために

- 人口減少社会の到来や、国の社会保障制度をはじめとする構造改革への取組など、個々人は確かな将来設計が描きにくくなり、また、漠たる不安が社会全体を覆っています。こうした不透明な状況下の今こそ、基本に立ち返り、改めて都は自らの施策に取り組む基本姿勢を鮮明にし、都民の不安を払拭すべく、時代に立ち向かわなければなりません。
- 現在の都民にはもちろんのこと、将来世代にも思いをさせ、サービス水準と、制度の安定性の両面において、信頼できる施策展開をしていくことこそが、時代の転換点の今、利用者そして都民の、真の「安心」につながるものと考えます。
- ビジョンは、こうした状況と方向性を踏まえた上で、これからの施策展開の基本姿勢を明らかにしたものであり、施策分野ごとの個別計画を策定し、施策を進めていく上での基本方針を定めたものです（次ページ「参考図」参照）。

(参考図)「ビジョン」と分野別計画

【基本方針】 福祉・健康都市 東京ビジョン

次世代育成支援行動計画
(保育計画・ひとり親家庭自立支援計画)
*平成17年4月策定

高齢者保健福祉計画
(介護保険事業支援計画)
*平成18年3月改定

障害者計画
*平成19年3月改定予定

保健医療計画
*平成19年度改定予定

医療費適正化計画
*平成19年度策定予定

健康推進プラン21
*平成19年度改定予定

感染症予防計画
*平成16年9月改定

食品安全推進計画
*平成17年3月策定

動物愛護管理推進計画
*平成19年3月策定予定

※「福祉・健康都市 東京ビジョン」以前に策定した計画については、当該計画の改定にあわせて順次ビジョンの基本方針を取り入れていきます。

確かな「安心」の実現を目指す東京の福祉保健行政

- 福祉保健局では、都民のライフステージ全般にわたり、福祉・保健・医療施策を一体的・総合的に展開していきます。

